

連絡運輸等関連規則新旧対照表

現行	改定																																							
<p>【連絡運輸機関等】 第5条 省略 (注)特別割引乗車券については、当社と大阪地下鉄とは身体障害者の割引制度を異にするので、被救護者に対してのみ「身体障害者・知的障害者等運賃割引規則」に準じ連絡割引券を発売する。</p> <p>【途中下車】 第8条 旅客は旅行開始後、その所持する乗車券によって、その券面に表示された発着区間内の任意の駅に下車した後、再び他の列車に乗り継ぐことはできない。ただし、次の各号の場合は除く。 (1)定期券は券面に表示された発着区間内の任意の駅 (2)普通券及び回数券は、大阪地下鉄が規定した乗換駅 (3)団体券は、当社線内は当社が、大阪地下鉄線内は大阪地下鉄が承諾した駅</p> <p>【乗継旅客運賃の取扱い】 第15条 乗継旅客運賃制度の取扱いについては、次の各号のとおりとする。 (1)対象旅客 連絡普通券旅客 (2)接続駅および適用範囲</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th rowspan="2">接続駅</th> <th colspan="2">適用範囲</th> </tr> <tr> <th>当社</th> <th>大阪地下鉄</th> </tr> <tr> <td>江坂</td> <td>緑地公園・桃山台</td> <td>東三国・新大阪</td> </tr> </table> <p>(3)割引額 当社の普通運賃から大人 10 円、小児5円を割引く。また大阪地下鉄線についても同様に割引く。</p> <p>(4)取扱い ア 当社線内1区の普通券で大阪地下鉄線に乗り越した場合でも、適用範囲である限り乗継旅客運賃により精算する。 イ 乗継旅客運賃を基本として計算する。(当該区間を普通券で乗車した</p>	接続駅	適用範囲		当社	大阪地下鉄	江坂	緑地公園・桃山台	東三国・新大阪	<p>【連絡運輸機関等】 第5条 省略 (注)特別割引乗車券については、当社と大阪地下鉄とは身体障害者の割引制度を異にするので、被救護者に対してのみ「身体障害者・知的障害者・精神障害者等運賃割引規則」に準じ連絡割引券を発売する。</p> <p>【途中下車】 第8条 旅客は旅行開始後、その所持する乗車券によって、その券面に表示された発着区間内の任意の駅に下車した後、再び他の列車に乗り継ぐことはできない。ただし、次の各号の場合は除く。 (1)定期券は券面に表示された発着区間内の任意の駅 (2)普通券は、大阪地下鉄が規定した乗換駅 (3)団体券は、当社線内は当社が、大阪地下鉄線内は大阪地下鉄が承諾した駅</p> <p>【乗継旅客運賃の取扱い】 第15条 乗継旅客運賃制度の取扱いについては、次の各号のとおりとする。 (1)対象旅客 連絡普通券旅客 (2)接続駅・適用範囲および割引額</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th colspan="3" style="border: none;"></th> <th style="border: none;">当社 範囲</th> <th rowspan="2">接続駅</th> <th rowspan="2">桃山台 緑地公園</th> <th rowspan="2">箕面萱野 箕面船場阪大前 千里中央</th> </tr> <tr> <th colspan="3" style="border: none;">大阪地下鉄 範囲</th> <th style="border: none;"></th> </tr> <tr> <td rowspan="2">大人</td> <td rowspan="2">東三国</td> <td rowspan="2">割引額</td> <td>当社</td> <td rowspan="2">江坂</td> <td>20円</td> <td>30円</td> </tr> <tr> <td>大阪地下鉄</td> <td>20円</td> <td>10円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">小児</td> <td rowspan="2">新大阪</td> <td rowspan="2"></td> <td>当社</td> <td rowspan="2"></td> <td>10円</td> <td>15円</td> </tr> <tr> <td>大阪地下鉄</td> <td>10円</td> <td>5円</td> </tr> </table> <p>(3)削除により、以降は昇順となる</p> <p>(3)取扱い ア 当社線内の普通券で大阪地下鉄線に乗り越した場合でも、適用範囲である限り乗継旅客運賃により精算する。 イ 乗継旅客運賃を基本として計算する。(当該区間を普通券で乗車した</p>				当社 範囲	接続駅	桃山台 緑地公園	箕面萱野 箕面船場阪大前 千里中央	大阪地下鉄 範囲				大人	東三国	割引額	当社	江坂	20円	30円	大阪地下鉄	20円	10円	小児	新大阪		当社		10円	15円	大阪地下鉄	10円	5円
接続駅		適用範囲																																						
	当社	大阪地下鉄																																						
江坂	緑地公園・桃山台	東三国・新大阪																																						
			当社 範囲	接続駅	桃山台 緑地公園	箕面萱野 箕面船場阪大前 千里中央																																		
大阪地下鉄 範囲																																								
大人	東三国	割引額	当社	江坂	20円	30円																																		
			大阪地下鉄		20円	10円																																		
小児	新大阪		当社		10円	15円																																		
			大阪地下鉄		10円	5円																																		

現行	改定
<p>ものとみなす。</p> <p>ウ 身体障害者、知的障害者、団体券等他の割引適用する乗継旅客運賃は適用しない。(所定運賃により計算する。)</p> <p>エ 駅の旅客用連絡普通運賃表については、適用範囲について乗継旅客運賃を表示する。</p>	<p>ものとみなす。</p> <p>ウ 身体障害者、知的障害者、精神障害者、団体券等他の割引適用する乗継旅客運賃は適用しない。(所定運賃により計算する。)</p> <p>エ 駅の旅客用連絡普通運賃表については、適用範囲について乗継旅客運賃を表示する。</p>